

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○土屋委員長 次に、尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・無所属フォーラムの尾辻かな子です。

きょうは大臣所信に対する質問ということでありませけれども、たしか、大臣所信を聞かせていただいたのが三月二十八だったかと思えます。きょうは五月十四日ということで、かなり時間があいたなというふうに思います。

消費者行政、刻々といろいろな課題がある中で、やはり適時適切に委員会を開いて、この消費者行政についてお聞きしていくことは非常に大事なことだということをまず申し上げておきたいと思えます。

そして、大臣所信の中で大臣は、地方消費者行政の充実強化は喫緊の課題であるというふうに述べられております。昨年、私は十一月にも地方消費者行政についてはお聞きをしたんですけども、そのことについて引き続ききょうもお聞きをしていきたいと思えます。

私の問題意識は、自治体の消費者行政がどんどん縮小されていっているのではないかと懸念です。その理由は交付金の減額にあるわけで、これによって自治体が消費者行政に取り組みなくなるのではないかと不安があるかと私は思います。

まず最初に、今年度の地方消費者行政強化交付金の予算、そして、それにプラスされるであろう昨年度の二次補正予算の予算額、また、その強化交付金の中で推進事業と強化事業に分かれているその内訳をまず教えていただければと思います。

○高島政府参考人 お答え申し上げます。

地方消費者行政強化交付金でございますけれども、平成三十一年度の当初予算につきましては、二十二億円を措置したところでございます。一方、平成三十一年度の第二次補正予算におきましては、十一・五億円を措置したところでございます。

平成三十一年度の当初予算の二十二億円の内訳といたしましては、推進事業に十九億円、強化事業に三億円でございます。平成三十一年度の第二次補正予算の内訳といたしましては、推進事業に六億円、強化事業に五・五億円とでございます。

○尾辻委員 これで大體この交付金が推進事業と強化事業にどれぐらい使われているかということ、自治体が本当に悲鳴を上げた当初予算額、推進の方ですけれども、これが十六億円ということ、そこに強化事業から推進事業に五億円を移して二十一億円ということだったわけですか。

ところが、今回、推進事業は更に二億円少なく

なっているということで、推進事業を見ても、これは二億円も減らして大丈夫なのかなということ、が本当に気になる場所です。

補正予算も含めて計算をすると、二〇一八年度の推進事業が、当初予算二十一億円と前年度の補正の十二億円のうち、推進事業分十一億円で、三十二億円が二〇一八年度。二〇一九年度、今年度は、当初十九億円に、前年の補正予算を六億足しても二十五億円ということ、やはり、補正予算を足しても七億円の推進事業の減少ということになります。

私のこの計算で合っていますかね。確認をしておきたいと思えます。

○高島政府参考人 お答えいたします。

今委員の方からお話いただきました数字に加えて、従前の基金でまだ使用期限が来ていない部分がございますので、平成三十一年度の推進事業については、あと、先生からおっしゃっていただいた金額に更に基金の残っている部分が三・五億円ほどあると考えております。

○尾辻委員 ただ、三・五億円足しても、やはり前回よりは三億円以上減少ということになりますので、これだけ減額をしてしまえば、自治体、自治体担当が消費者庁に対して何でこんなに減らしてくるんだということ、不信感を募らせて、積極的に取り組まなくなるんじゃないか、そういう心配があります。

さらに、これはちよつと参議院の消費者の特別委員会でも議論がありましたけれども、地方消費者行政強化事業について、補助率の引下げをこと

し一月にされたということ、今まで二分の一の補助率でやってくださいということ、残り二分の一は自治体からの自主財源確保ということでしたけれども、今回、条件をつけたんですね。条件を整えば二分の一、でも、その条件を満たさない場合は補助率をいきなり三分の一にするという通知を出されたということです。

その条件は、聞いたところによると、二〇一八年度の当初予算における自主財源額を前年度比三%増加していること、交付金依存度が一五%以下、この二つの条件がないとだめだということなんです。

二〇一八年の創設時には、補助率は二分の一で三年間活用可能だと消費者庁は言っていたものが、どうして一年もたわずにこういう条件を変えるのか、自治体の予算編成が終わっている一月の時期にこのように交付率を変更したのはなぜでしょうか。

○高島政府参考人 お答え申し上げます。

委員御案内かと思いますが、地方消費者行政は、消費者安全法によりまして、原則的に地方公共団体の責任において取り組むべきものというふうにされているところでございます。そのため、地方の自主財源による取組を促していくということが大変重要でございます。

そこで、国から交付金措置を三十一年度もいたしておられますけれども、それと同時に、地方自治体における自主財源化への取組を加速させるというために制度面の変更も同時に行うべきだという趣旨で、強化交付金の補助率の一部につきまして

三分の一を導入するということを決めたということでございます。

○尾辻委員 一月にこれをやるというのは私は非常識だと思うんですね。自治体はもう予算編成が終わっているわけですから。本当に一月の時期にやっただけというのは私は問題だというふうに思うわけですね。

後でちよつとこのことについて大臣にお聞きしたいと思いますが、まず、これによって都道府県、市町村の対象自治体はどれぐらいの数に及んでいくのかを聞かせてください。

○高島政府参考人 数字ですので私の方からお答えを申し上げます。

補助率三分の一の影響を受けた自治体の数ということかと思えます。三分の一の補助率の適用になるという条件に当てはまった自治体数は全部で二百一十一でございます。内訳といたしましては、県が八つ、市区町村が二百三となつてございます。○尾辻委員 結構自治体に、大臣、影響が出ているんですね。

日本消費者新聞が紹介している自治体担当者の声としては、先ほど私が申し上げた、市町村の予算編成が終わった段階で補助率削減はあきれ果てるのか、補助率二分の一で三年間活用できると説明していたのではなかったのか、安定しない施策を提示されたのでは市町村に説明のしようがない、交付金が削減される中で、それでも二分の一の自主財源を確保し頑張ろうとしている小規模自治体が苦境に陥っているのはおかしい、来年は四分の一にするんじゃないかというようなことが出てい

るわけですね。

大臣、これではもう本当に地方で自治体が悪くてくれなくなると思えますが、こういう声、そしてこういう今の現状を大臣はどのように把握されているでしょうか。

○宮腰国務大臣 変更を伝えた時期が一月に入ってからということに関しては、もつと早く丁寧にお伝えする必要があったのではないかとこのように考えております。

その上で、地方消費者行政関連予算につきましては、これまでも何度も申し上げてきておりますが、地方公共団体における自主財源に裏づけられた消費者行政を推進するという基本的な考え方のもと、例えばインバウンド対応など、国レベルで取組を進める必要がある事項については強化交付金による支援を行っているところであります。

この点、今回の措置は、強化交付金について、二分の一の補助率を基本としつつも、自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し一部三分の一の補助率を導入することとしたものであります。これは、自主財源の充実を進めるきっかけとなるよう取り組んでいただきたいの思いのもと措置したものであります。

消費者庁といたしましては、地方消費者行政予算の基本的な考え方、制度変更について、地方公共団体の御理解を得られるよう、引き続きしっかりと説明をしまいたいというふうに考えております。

○尾辻委員 今の説明の中で、一月だったという

こと、なぜ一月にこういったことをしたのか、この理由についても少し詳しく教えてください。

○高島政府参考人 お答え申し上げます。

政府予算案の編成作業をいたしますその過程で制度の変更が決まったということでごさいます。決まったのが当然政府原案の決まる年末ということとでごさいますので、決まった後、できるだけ速やかに通知をしたということでごさいます。

○尾辻委員 今後こういうようなことはないようにしていただきたいんですね。だって、一月はもう予算が自治体だって決まっているわけです。これは後出しじゃんけんですよ。

大臣、そこをもう一度お聞きしたいんですけども、私はこれは明らかに不適切だったと思えます、一月になってからこうやって二分の一だったものを三分の一にいきなり条件を変えらるというの。これは今後はやらないということをお大臣にお答えいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○宮腰国務大臣 事務方で、例えば制度の具体的な要件だとか、そういうことを詰めていたという説明を聞いております。

その上で、やはり、自治体の予算編成に間に合うように早くお伝えをするということは国の責務であると考えております。

○尾辻委員 ぜひ、こういうことがもう二度となないようにしていただきたいというふうに思います。この強化事業の交付金については、やはり使いづらいという声が自治体から出ているんですね。さっきのように勝手に条件を変更されたりもしま

すし、自主財源も必要ですし、またメニューが限定されているということも言われているわけです。例えば高齢者向けにはこれを使えないとか。

これはもう少し自治体の現状に合わせて柔軟に使えるようにするべきだと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○宮腰国務大臣 柔軟に使えるようにというお考えもわかるわけでありますが、一方で、そういった場合に、総額を確保するということも重要であります。あれもこれも使えるようにメニュー化した結果、結果として額はそれぞれの分野で小さくなったということがないように基本的にはしていく必要があるのではないかと。

使い勝手についてはいろいろな考え方があろうかと思いますが、そういうことも踏まえつつ、全体として活動費総額をどう確保していくかということを考えていきたいと思っております。

○尾辻委員 総額の確保も今できていない状況だと思いますので、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

次に、推進事業の交付金のことについてお聞きしていきたいんですが、十一月に私が大臣にお聞きしたときに、推進事業の交付金が減額された影響を調べてほしいということを申し上げたところ、大臣からは、状況も見ながら検討してまいりたいというお答えをいただいております。

○宮腰国務大臣 推進交付金を含めた地方消費者行政に係る予算の現況につきましては、毎年実施しております地方消費者行政の現況調査において、

ほかの項目を含めた状況を把握することとしていくほか、キャラバンや各地域で開催される意見交換などの場を通じて把握することとしております。

御指摘の推進交付金に係る調査につきましては、現況調査あるいはキャラバンの活動を通じて把握しているところでありまして、地方公共団体としての調査負担も考慮して、単独で調査することについては現時点では考えておりませんが、さきに申し上げた状況把握の中で足らざるところがあれば、状況を見ながら検討していきたいと考えております。

今回のキャラバンにおいて、自治体の職員の皆さん方とも意見交換をしております。活動内容やその中に占める交付金の問題、あるいは自主財源を強化する問題等々についていろいろな意見交換をいたしましたので、大方の把握は大体できてきているものではないかというふうに考えております。

○尾辻委員 私は、まだ現況調査だけではなかなか今回の影響というの見にくいんじゃないかなというふうに思っています。

消費者委員会も三月に、消費者基本計画工程表の改定草案に対する意見でも、やはりこの影響とそれを踏まえた財政支援の取組の検討をというふうに要請されていますので、再度、この交付金が削減された自治体への影響をしっかりと把握するように求めておきたいと思っております。

皆さんのお手元には、公益社団法人全国消費者生活相談員協会の会員実態調査報告書の一部を持ってまいりました。交付金の見直しに対してということが現場で

起こったかということですが、これで見ると、国民生活センター主催の研修なんかも、予算がとれなくなったとか、回数が減ったとか、今年度までだと言われているとか、地方公共団体主催の研修もほとんどの相談員が研修に参加できなかった。センター独自の研修、司法書士によるアドバイザー制度がなくなった。こういった話や、消費者教育・啓発、(3)ですけれども、啓発物作成も困難で、今年度からゼロとのことだった。啓発用のパンフレット等の作成は今年度で終了となる。交付金が削減されたため、専門家による小中学生対象の大変評判のよい講座の対象学校が大幅に削減された。(4)相談体制を見ても、困難事案を相談していたスーパーバイザー二人が交付金減により退職したとか、相談員二人削減され、基本的に一人体制となったとか。勤務条件、時間外手当がなくなった。(6)資料等の購入、書籍購入費も認められず、「くらしの豆知識」すら購入できないため、必然的に自費で購入するようになった。こういうことが出てきているわけです。

私も、実はゴールデンウィークに大阪市の消費生活相談員の方々と意見交換をしてみました。ゴールデンウィークでもクーリングオフのこともありますし、皆さん勤務をされているわけです。

やはり同じように、大阪市でも、国民生活センターの研修の日数減や大阪府の相談員研修に参加できなくなった、情報誌購入をやめた、弁護士会との研修がなくなった、こういう大きな影響が出ているわけです。

大臣はキャラバンでいろいろお話を聞いたとい

うふうにおっしゃっています。これを見て、大臣、いかがでしょうか、まさに今地方行政はこういった形で、交付金削減によつてこういったことが現実起こっているということについてお聞きしたいと思います。

○宮腰国務大臣 御指摘の実態調査につきまして、私も概要を拝読いたしました。現場で御苦労されている相談員の皆さんの声であろうというふうに考えております。

何度も申し上げておりますけれども、地方消費者行政は自治事務とされていることから、相談員の皆さんのさまざまな活動経費は、まさに地方公共団体による自主財源に裏づけられたものが望ましいというふうに考えております。

先ほどの田畑議員の資料にも一ページ目にありましたけれども、既に消費者庁設立時九十億円であったものを、現在、二百七十億円、三倍増で地方財政措置を行っている。地方の自主財源としては相当手厚く措置されているのではないかとこのように考えております。

国としては、実態調査にあるような相談員の皆さんの声も踏まえつつ、地方公共団体に対する働きかけを更に強化していきたいと考えております。

現実的に、三月まで実施しておりますキャラバンでありますけれども、特に知事始め都道府県の幹部の皆さん方には、県だけではなくて市町村にも財源といいますか地方交付税措置がある、措置されているということも踏まえて、市町村における相談員の設置、配置、あるいはその活動経費の問題についてもしっかりと声をかけていただく

ように、それぞれ要請をしてまいりまして、一定の御理解をいただいているところであります。

特に、ある程度の人口のある市町村で設置がされていない、あるいは研修の旅費も出ないなどといったことがないようにぜひ働きかけをしていただきたいと思います。ぜひお願いをさせていただいております。まずは、自治事務である、財源はしっかりと措置されているということを踏まえて、各県なり市町村なりでしっかりと財源を確保していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○尾辻委員 そう言われているわけです。

強化キャラバンについても、田畑委員の方から出ているように、大臣はお忙しいということ、二県回られた、副大臣は一部ということで、政務官も一県ということ、これが多いと見るのか少ないと見るのかというのは私自身はあるかなというふうには思っております。

ここで総務省さんに聞いておきたいんですけれども、先ほどから自治事務だ、自治事務だということをおっしゃっております。地方消費者行政は自治事務だ、基準財政需要額の中で地方消費者行政の分は算定しているので大丈夫だということをおっしゃっています。

基準財政需要額で算定したことがそのまま予算として反映されることになるのかどうか、総務省さんにお聞きしたいと思います。

○多田政府参考人 お答えいたします。

地方団体が実施いたします消費生活相談員の設置や消費者啓発事業の実施など、消費者行政の推進に要する経費につきましては、普通交付税の

算定に当たりまして、地域振興費などにおいて措置をしております。

地方交付税につきましては、地方交付税法第三条第二項におきまして、「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその使途を制限してはならない。」とされておりまして、地方交付税の交付を通じて各地方団体の予算を制約するといったようなことはできないものとされております。

○尾辻委員　ですので、基準財政需要額でやったとしても色もついていませんし、これは実質支出する予算の額ではないということではよろしいでしょうか、確認です。基準財政需要額というのは予算の額ではないということ。

○多田政府参考人　お答えいたします。

交付税につきましては、交付に当たって、条件をつけ、又はその使途を制限してはならないとされておりますので、交付税の交付を通じて各団体の予算は制約されないということでございます。

○尾辻委員　そうなんですよ、ここがいろいろ問題じゃないかなというふうに思うわけです。

ことしの二月十四日の消費者委員会の本会議第二百九十一回でも、東洋大学の沼尾教授が、基準財政需要額のことについて、「例えば地方消費者行政で幾らと出てきたものがそのまま地方消費者行政の予算になるとは考えないほうが良いと思います。」というふうにも答えておられます。交付税は色がついていませんから、これが消費者行政になかなか回ってこない、シーリングが課されているからなかなか増額は困難、こういった自治体

の声もあるわけです。

これは自治事務ということで切り捨てるんじゃないかと、例えば、消費相談を受けて相談情報をP I O - N E Tへ登録することとか、国に対して重大事故情報を通知することとか、国に関連した事務もあるわけなんです。なので、私は、やはりこれは国が一部負担する事務に変えていくべきではないか。そうしないと、どこに住んでいても一定の質の高い相談、救済が受けられる、安全、安心が確保される地域体制にはならない。恒久財源化が必要であるということを強く求めておきたいと思えます。

さらに、来年度からは、自治体の相談員の方々は会計年度任用職員にかかります。この影響も非常に気になるので、処遇、継続雇用の担保、しっかりこの状況も把握していただきたいということをお願い申し上げて、私の質問としたいと思います。ありがとうございます。